

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 3 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
初中高等学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立高等専門学校担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
初等中等教育局
高等教育局

「体罰等によらない子育てのために」について（周知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り御礼申し上げます。

標記については、令和 2 年 2 月 2 1 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、厚生労働省において、本件の周知・啓発を行うためのリーフレット、ポスター及びパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。（下記参照）

貴職におかれては、体罰等によらない子育ての徹底に向けて、本資料を自ら活用いただくとともに、子供たちの育ちに関わる学校・家庭・地域の関係者に対して、本資料の活用を周知願います。また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所管する学校に対して、本資料の活用を周知願います。

なお、本件は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレット、ポスター、パンフレット
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>)



(参考)

- 「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
(令和 2 年 2 月 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」)
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>)

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
家庭教育支援室 家庭教育企画係
TEL : 03-5253-4111 (内線 3488)